

健康診査の概要について

1 受診者が持参するもの

- 健康診査受診券（橙色の用紙） ○健康診査質問票
 ○後期高齢者医療被保険者証(またはマイナンバーカード) ○自己負担金（500円）

2 本人の確認

必ず健康診査受診前に、健康診査受診券（原本）と被保険者証(またはマイナンバーカード)の両方を照合し、本人確認をする。どちらか一方だけでは受診できません。

3 受診者負担金の徴収

受診者から定額 500 円を徴収し、健康診査を実施する。

4 検査項目

区分	内容	
問診	健康状態、心の健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動・転倒、認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポート、自覚症状等	
診察	身長、体重、BMI、血圧、理学的所見（身体診察）	
血液検査	脂質	中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
	血糖	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c
	肝機能	AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）
	腎機能	血清クレアチニン、eGFR
	貧血	ヘマトクリット、血色素量、赤血球数
	栄養	血清アルブミン
尿検査	尿糖、尿蛋白	

【注意事項①】「貧血検査」「血清クレアチニン」「血清アルブミン」の検査も漏れなく実施してください。

【注意事項②】血糖検査は、空腹時血糖、ヘモグロビンA1cの両方を実施してください。

5 請求金額

9,528円（10,028円（健康診査単価）－500円（受診者負担金））

★よくある質問★

1 市（郡）外の被保険者が健康診査の受診を希望した場合について

後期高齢者の場合、山口県内であれば、市（郡）外の被保険者でも、健康診査を受診することができます。なお、「健康診査受診券」下段の保険者番号にご注意ください。

2 健康診査の検査項目の一部が検査できない場合の費用請求について

寝たきりの方や検査の拒否があり、身体検査ができない場合や透析患者で尿検査ができない場合については、満額請求してください。なお、結果は、「測定不能」と入力をしてください。

健康診査の概要について

3 健康診査の費用額を間違えて請求した場合について

医療機関名、医療機関番号、受診者氏名、受診券番号、被保険者番号、受診日を記載して返戻の依頼を広域連合にお知らせください。後日、過誤調整します。誤りや修正の内容によっては山口県国民健康保険団体連合会様へご案内させていただくこともあります。あらかじめご了承ください。

4 健康診査の受診券が届いた方が既に他の制度の健診を受診している場合について

年度内に健康診査と同様の健診を受診されている方は、内容がほぼ同じ検査を年に 2 回受診することになるため、受診をお断りしてください。ただし、同様の健診を受けているかどうか分からない場合や、受けた後に発覚した場合等は、健康診査の費用をお支払いしますので、通常通り請求してください。

5 被保険者が受診券を紛失している場合について

令和 4 年度から受診券再交付申請が電話でも可能になりました。

受診券再交付は、原則受診予定者本人またはご家族の方から市町や広域連合に電話連絡してください。もしくは従来通り申請書の提出（郵送可）でも構いませんので、被保険者証をご準備の上、いずれかでご案内をお願いします。後日、広域連合から被保険者宛に受診券を送付します。二重受診を防ぐためにも健康診査受付時には必ず受診券を確認・回収してください。（2度目以降の健診費用は被保険者の全額自己負担になります。）

<注意>

- ・再交付した受診券を医療機関に直接送ることは行いません。原則被保険者住所に送付いたします。
- ・受診券番号は受診券原本でご確認ください。電話での受診券整理番号の問い合わせにはお答えしておりません。

6 年度途中で 75 歳到達により後期高齢者医療の資格を取得した人の受診券について

年度途中で 75 歳到達により資格を取得した人の受診券は、誕生月の翌月下旬に、お住まいの市町から受診券を送付します。なお、2 月が誕生月の方は、2 月の下旬頃に送付します。（3 月生まれの方は、翌年度の受診券での送付となりますので、市町からの送付はありません。）

<お問い合わせ先> 〒753-0072 山口市大手町 9 番 11 号 山口県自治会館 4 階
山口県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課 保健事業推進係
電話番号 083-921-7112 ホームページ <http://yamaguchi-kouiki.jp/>